

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。年の瀬の慌ただしい日々をお過ごしのことと存じます。今年も1年、大変お世話になりました。年末までに、ふるさと納税をご検討されていらっしゃる方もおられると思います。今回は、「ふるさと納税」についてご案内いたします。

## ふるさと納税制度について

### ◆ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。

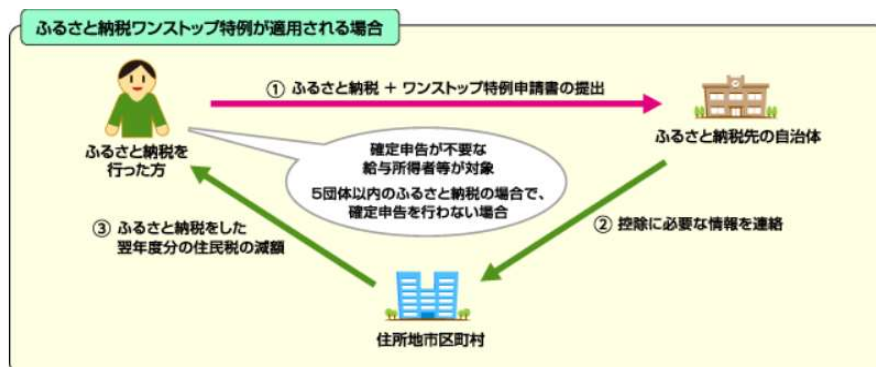
例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。



### ◆控除を受けるために

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」がご利用いただけます。

ふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った場合、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、翌年度の住民税から控除されます。



(出典：総務省 ふるさと納税ポータルサイト)

### ◆全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

自己負担額の2,000円を除いた全額が税金から控除される控除上限額（限度額）を試算するためのシュミレーションや早見表がネット上に提供されております。収入の状況等によって計算方法が異なりますので、あくまでも目安としてご利用ください。

※控除上限を超えた金額については、全額控除の対象となりませんのでご注意ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350